

皆野で農業始めませんか？

空き家と一緒に農地も取得!!

～空き家に付随する農地の取得制度～



皆野町に移住・定住して農業を始めようとする人向けに、ちちぶ定住自立圏空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という）に登録された建物に付随する農地を空き家と一緒に取得する場合に限り、1アール（100㎡）から取得できるようになりました。

○農地の下限面積の設定

皆野町では、農地を取得する場合、30アール以上耕作することが定められています。(下限面積要件)

そこで、皆野町に移住・定住して農業を始めようとする人が農地を取得しやすくするために、空き家バンクに登録した建物に付随する農地を空き家と一緒に取得する場合に限り、1アール(100㎡)から取得できるよう下限面積を設定しました。

○農地取得の流れ【買いたいかた】

1. 購入の問い合わせ(空き家バンク制度:みらい創造課)
2. 農地と空き家の購入決定
3. 農地の権利移転許可手続き(農地法第3条申請)
4. 農地取得の決定・許可証の交付(農地法第3条許可)
5. 所有権移転登記手続き(法務局)



○農地登録の流れ【売りたいかた】

1. 空き家バンクに物件登録及び空き家に付属する遊休農地を農業委員会に申請
2. 別段面積及び区域の指定申請
3. 農地を下限面積1アール区域に指定・告示
4. 農地を1アール区域に登録



○登録できる農地の要件

1. 別段面積の設定区域

ちちぶ定住自立圏空き家バンクに登録された空き家から100メートル以内の農地で、事前に農業委員会が1筆ごとに指定した農地。

2. 設定面積
1アール
3. 適用条件

空き家に付随した農地を一つの区域とみなし、次に掲げる事項を全て満たすもの。

- (1) 農地は1筆ごとを単位とし、適用する時点で遊休農地であり、維持管理や耕作が行なわれる見込みがない農地であること。
- (2) 空き家及び空き家に付随した農地の所有者は、同一人物であること。
- (3) 権利の取得の日から起算して5年以上継続して、居住及び耕作をすること。
- (4) 空き家と農地の権利の移転及び権利設定は、空き家と農地を同様の取得又は権利設定をすること。
- (5) 譲受人が自然人であり、当該人に対し1回限りの特例措置であること。



お問い合わせ先：皆野町農業委員会 Tel.0494-62-1462